

**社会福祉法人 静岡福祉会**  
**評議員の報酬及び費用弁償に関する細則**

**(目的)**

第1条 この規則は、社会福祉法人静岡福祉会（以下「法人」という）の定款第8条の規定にもとづき、評議員の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。

**(適用)**

第2条 この規則は、評議員に適用する。

**(対象業務)**

第3条 評議員の報酬の対象となる業務は、評議員会への出席、および、評議員の機能にかかる業務に関するものとする。

**(報酬額)**

第4条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、以下のとおり支給する。

報酬額	上限 年額	10,000円
-----	-------	---------

**(報酬の支払い方法)**

第5条 報酬の支払いは銀行振り込みとし、本人名義の口座に振り込む。

**(報酬の計算期間と支給日)**

第6条 報酬の計算期間は4月から3月とし、当年度1年分を、当年度3月末に支給する。

**(費用弁償等)**

第7条 評議員会等への出席及び研修参加等の費用は実費精算を基本とし、領収書のない場合は以下のとおりとし、現金で支払う。

会議参加	交通費	10km未満	1回	500円	日当
会議参加	交通費	10以上 15km未満	1回	1,000円	4時間未満 500円
会議参加	交通費	15以上 25km未満	1回	1,500円	4時間以上 1,000円
会議参加	交通費	25以上 35km未満	1回	2,000円	
研修参加費、宿泊費、旅費等				実費	

**(施行)**

第8条

この規則は、2017年7月1日から施行し、旧規定は廃止する。

**社会福祉法人 静岡福祉会**  
**役員報酬及び費用弁償に関する細則**

**(目的)**

第1条 この規則は、社会福祉法人静岡福祉会（以下「法人」という）の定款第21条の規定にもとづき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。

**(適用)**

第2条 この規則は、役員に適用する。

**(対象業務)**

第3条 役員報酬の対象となる業務は、理事会等の機関会議への出席、および、人事労務、財務、運営等、法人の業務執行に関するものとする。

**(報酬額)**

第4条 役員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、以下のとおり支給する。

報酬額	理事長及び業務執行理事	上限 年額 300,000円
	理事	上限 年額 60,000円
	監事	上限 年額 80,000円

**(報酬の支払い方法)**

第5条 報酬の支払いは銀行振り込みとし、本人名義の口座に振り込む。

**(報酬の計算期間と支給日)**

第6条 報酬の計算期間は4月から3月とし、当年度1年分を、当年度3月末に支給する。

**(費用弁償等)**

第7条 理事会等への出席及び研修参加等の費用は実費精算を基本とし、領収書等のない場合は以下のとおりとし、現金で支払う。

会議参加	交通費	2～10km	1回	500円	日当
会議参加	交通費	10～15km	1回	1,000円	4時間未満 500円
会議参加	交通費	15～25km	1回	1,500円	4時間以上 1,000円
研修参加費、宿泊費、旅費等				実費	

**(出勤記録)**

第8条 役員が第3条の業務を行う時は、議事録等に必要事項を記録する。

**(重複支給の防止)**

第9条 事業所の職員を兼務する役員は、第4条を除き、勤務規定内の扱いとする。

**(施行)**

第10条 この規則は、2017年7月1日から施行し、旧規定は廃止する。